議案第72号

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年9月4日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する 法律(平成14年法律第153号)の一部が改正されたことにより、個人番号カード(マイ ナンバーカード)の電子証明書機能を搭載した移動端末設備(スマートフォン)でコン ビニ等に設置された多機能端末機で印鑑登録証明書の取得ができることとなったことに 伴い、みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例を改正する必要があるため、議会の議 決を求めるものである。

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年みやき町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「印鑑の登録をしている者」の次に「(以下「印鑑登録者」という。)」を加える。

第7条第1項中「印鑑の登録をした者」を「印鑑登録者」に改める。

第8条中「印鑑の登録を受けている者」を「印鑑登録者」に改める。

第9条第3号及び第4号中「登録している者」を「印鑑登録者」に改める。

第10条第1項中「印鑑の登録を受けている者」を「印鑑登録者」に改め、同条第2項中「登録者であって」を「印鑑登録者は、」に、「第17条」を「第2条第7項」に、「の交付を受けた者は、当該個人番号カード」を「(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

改 正 前 後 改 正 (印鑑登録の変更) (印鑑登録の変更) 第5条 印鑑の登録をしている者 第5条 印鑑の登録をしている者(以下「印鑑登録者」とい が、登録した印鑑を変更しようとするときは、別に定める届 う。)が、登録した印鑑を変更しようとするときは、別に定め 書を町長に提出しなければならない。 る届書を町長に提出しなければならない。 2 (略) 2 (略) (印鑑登録証の交付) (印鑑登録証の交付) 第7条 町長は、印鑑の登録をした者又はその代理人に対して、 第7条 町長は、印鑑登録者 又はその代理人に対して、 登録番号を記載した印鑑登録証を交付する。 登録番号を記載した印鑑登録証を交付する。 $2 \sim 4$ (略) $2 \sim 4$ (略) (印鑑登録の廃止) (印鑑登録の廃止) 第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、当該印鑑|第8条 印鑑登録者 又はその代理人は、当該印鑑 を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証 を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証 を添えて町長に申請しなければならない。ただし、登録を受け を添えて町長に申請しなければならない。ただし、登録を受け ている印鑑又は登録証を亡失、盗難等の理由で押印又は添える ている印鑑又は登録証を亡失、盗難等の理由で押印又は添える ことができないときは、その理由を申請書に記載しなければな ことができないときは、その理由を申請書に記載しなければな らない。 らない。 (印鑑登録の消除) (印鑑登録の消除) 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当したときは、印鑑の 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当したときは、印鑑の 登録を消除する。 登録を消除する。 (1) • (2) (略) (1)・(2) (略)

登録している者が死亡し、又は失そう宣告を受けたと (3)き。 (4) 登録している者が町外に転出したとき。 $(5)\sim(7)$ (略) (印鑑登録の証明) 第10条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人が印鑑登録の 証明を求めるときは、印鑑登録証明交付申請書に印鑑登録証を 添えて町長に申請しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、登録者であって行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25年法律第27号)第17条 に規定する個人番号カードの交 付を受けた者は、当該個人番号カード を利用して多機能端末機(本町 の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末 機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するもの をいう。)を介して印鑑登録証明書の交付を申請することがで きる。

改

正

前

改正後

- (3) <u>印鑑登録者</u>が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- (4) 印鑑登録者 が町外に転出したとき。
- $(5)\sim(7)$ (略)

(印鑑登録の証明)

- 第10条 <u>印鑑登録者</u> 又はその代理人が印鑑登録の 証明を求めるときは、印鑑登録証明交付申請書に印鑑登録証を 添えて町長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、</u>行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード<u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を利用して多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。)を介して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u>